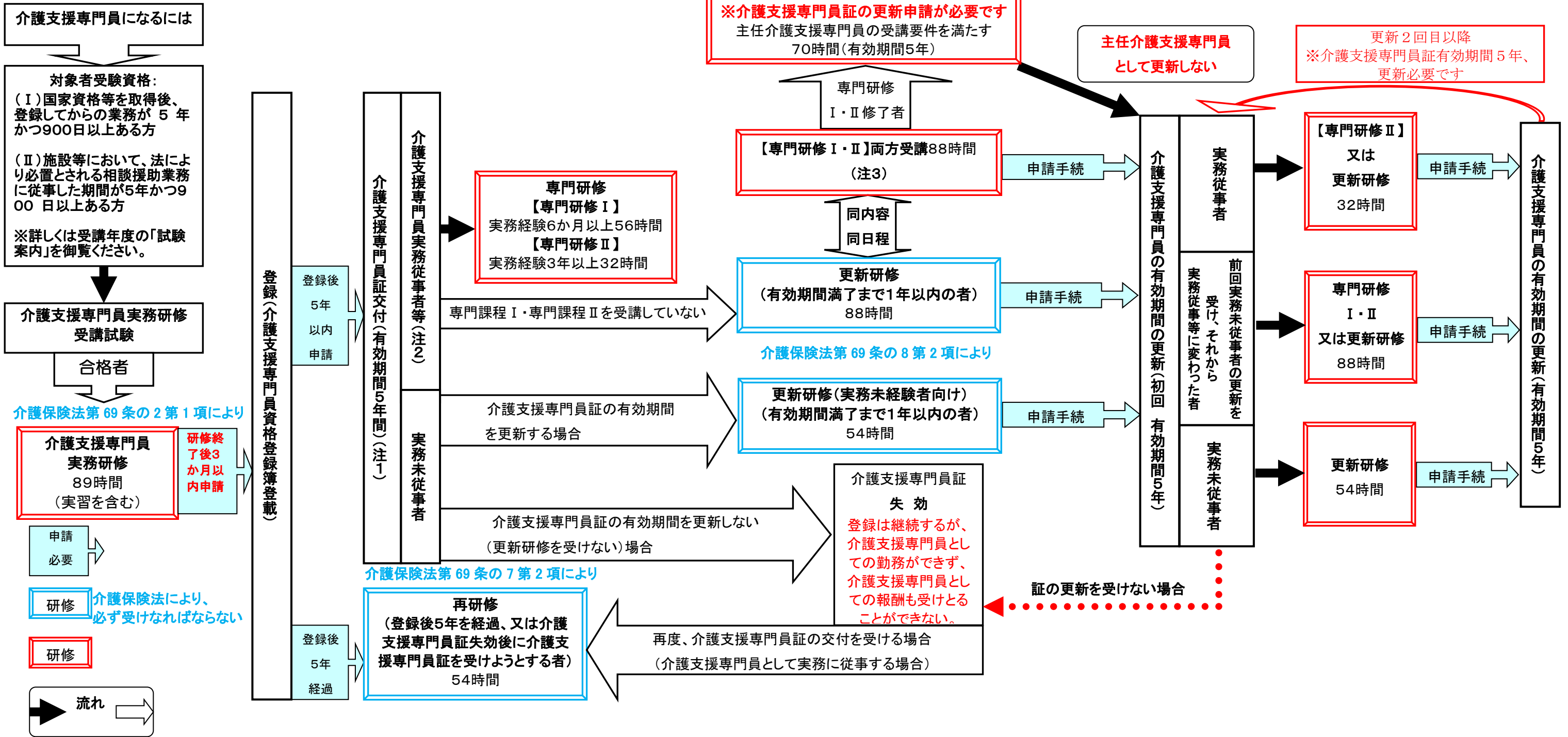


介護支援専門員の資格及び研修の体系（埼玉県）



介護支援専門員証の交付・有効期間満了日の確認、住所・氏名など登録事項の変更に関する問い合わせ
 埼玉県福祉部 高齢者福祉課
 (住所) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
 電話：048-830-3232 FAX：048-830-4781
[埼玉県ケアマネ情報局](#) 検索

(注1)： 介護支援専門員として実務に就くには、有効期間内の介護支援専門員証(顔写真付)の交付を受けていることが必要です。
 (注2)： 実務従事者とは、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として就労し、介護(予防)サービス計画書(ケアプラン)作成をしている人を差します(居宅介護支援事業の管理者を含む。)
 (注3)： 介護支援専門員証の有効期間に専門研修 I・II を修了した場合(受講した都道府県は不問)、更新研修88時間コースの全課目が免除されます。
 専門研修 I 又は専門研修 II を終了した場合(受講した都道府県は不問)、更新研修から専門研修 I 又は専門研修 II に相当する課目が免除されます。